



鳥取県公報

平成12年1月28日(金)

号外第4号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則 広域連合の長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則（市町村振興課）……1

——公布された規則のあらまし——

◇広域連合の長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

- 1 火薬類取締法に基づく煙火以外の火薬類の譲渡又は譲受けの許可等の事務を鳥取中部ふるさと広域連合の長に委任することとした。（別表関係）
- 2 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 3 施行期日等
 - (1) この規則は、平成12年2月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

広域連合の長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第2号

広域連合の長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

広域連合の長に対する事務の委任に関する規則（平成10年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。別表の1の項中「（煙火に係るものに限る。2及び3において同じ。）」を削り、同項(1)及び(2)中「譲受」を「譲受け」に改め、同項(4)中「認定」を「決定」に改め、同項(5)中「その書換え」を「書換え」に改め、同項(6)中「再交付」の後に「の申請の受理」を加え、同項(12)中「、関係者への質問」を削り、同項(14)中「火薬類による爆発等の発生時における」を削り、同項中(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)の次に次のように加える。

(15) 第48条第1項の規定による許可の条件の設定のうち(1)及び(7)に規定する許可に係るもの別表の1の項に次のように加える。

(18) 第52条第5項の規定による通報の受理

別表の2の項(1)中「請求」を「要求」に改める。

別表の3の項(3)を削り、同項(2)中「返納された許可証」を「許可証の返納」に改め、「当該許可証に」を

削り、同項中(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) 第15条第1項の規定による火薬庫外の貯蔵場所の指示

別表の3の項(4)を次のように改める。

(4) 第81条の14の表第11号、第12号及び第15号に規定する届出書及び報告書の受理

別表の4の項を次のように改める。

4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(1) 第16条の2第2項の規定による供給設備に係る基準への適合の命令 ((2)に規定する届出に係るものに限る。(3)及び(4)において同じ。)

(2) 第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理

(3) 第83条第3項の規定による立入検査等

(4) 第87条第1項の規定による届出の受理の通報

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前になされている申請等に係る許可等の処分その他の行為については、この規則による改正後の広域連合の長に対する事務の委任に関する規則（以下「新委任規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした許可等の処分その他の行為で新委任規則の規定により広域連合の長に委任される事務に係るものは、施行日以後、当該広域連合の長のした許可等の処分その他の行為とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする許可等の処分その他の行為で新委任規則の規定により広域連合の長に委任される事務に係るものについても、同様とする。

4 施行日前に火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第1項又は第25条第1項の規定に基づく許可（煙火に係るものを除く。以下同じ。）を受けていた者（附則第2項の規定により知事又はその委任を受けた者がする同法第17条第1項又は第25条第1項の規定に基づく許可を受ける者を含む。）に係る新委任規則別表の1の項(2)から(6)まで及び(8)から(15)まで、同表の2の項並びに同表の3の項(2)から(4)までに規定する事務については、新委任規則の規定にかかわらず、広域連合の長に委任しないものとする。